

株券等の公開買付けに関するQ & A

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

変更後	変更前
<p>（問2）公開買付期間中に対象者が<u>半期報告書</u>を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が<u>半期報告書</u>を提出した場合はどうですか（法第27条の8第2項関係）。</p> <p>（答） 公開買付期間中に対象者が<u>半期報告書</u>を提出した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき</p>	<p>（問2）公開買付期間中に対象者が<u>四半期報告書</u>を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が<u>四半期報告書</u>を提出した場合はどうですか（法第27条の8第2項関係）。</p> <p>（答） 公開買付期間中に対象者が<u>四半期報告書又は半期報告書</u>（以下「<u>四半期報告書等</u>」といいます。）を提出した場合で</p>

事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

この点、例えば、対象者が提出した半期報告書に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいいます。）に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が半期報告書を提出した場合についても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます。もっとも、半期報告書に、公開買付届出書に記載すべき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、半期報告書の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれを認識した時点で、公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

あっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

この点、例えば、対象者が提出した四半期報告書等に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいいます。）に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が四半期報告書等を提出した場合についても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます。もっとも、四半期報告書等に、公開買付届出書に記載すべき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、四半期報告書等の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれ

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに半期報告書が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。

を認識した時点で、公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに四半期報告書等が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。